

## 大分県建設コンサルタント等競争入札参加随時認定資格審査申請要領

### 1 資格審査を申請できる者及び業種

次の（１）から（６）の要件をすべて満たす者及び業種であること。

- （１）申請書提出日現在において、大分県内に本店を有している（３）の業務を行う建設コンサルタント等の事業者
- （２）大分県が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期等（昭和 60 年大分県告示第 235 号）第 7 の 1 及び 2 に該当しない者
- （３）対象業務

① 測量業務	申請日現在において、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条の規定による登録を受けている者
② 建築関係建設コンサルタント業務	申請日現在において、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による建築士事務所登録を受けている者 ※ただし、建築の専門部門のみを希望する場合は、建築士事務所登録を受けていなくても資格審査の申請をすることができるものとする。
③ 土木関係建設コンサルタント業務	申請日現在において、営業を開始している者
④ 地質調査業務	申請日現在において、営業を開始している者
⑤ 補償コンサルタント業務	申請日現在において、営業を開始している者

- （４）社会保険の適用事業所において、適用除外承認を受けている場合を除き、申請書提出日現在において必要な「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」すべてに加入している者。
- （５）直近の 2 月 1 日から 2 月末日の間を受付期間とする大分県建設コンサルタント等競争入札参加資格審査申請を行っていない者
- （６）申請書提出日現在において大分県建設コンサルタント等競争入札参加資格を有していない者

### 2 審査基準日

大分県建設コンサルタント等競争入札参加随時認定資格審査申請における審査基準日は次のとおりとする。

第 1 回 3 月 1 日

第 2 回 5 月 1 日

第 3 回 8 月 1 日

ただし、上記審査基準日が閉庁日の場合は、以降の直近の開庁日とする。

なお、平成 29 年度の第 1 回審査基準日は、4 月 3 日（月）とする。

### 3 資格審査の申請期間及び必要書類の提出方法等

- （１）申請期間は次のとおりとする。必要書類の提出方法は郵送申請又は持参とする。
  - 第 1 回 申請期間 3 月 1 日から 4 月 30 日
  - 第 2 回 申請期間 5 月 1 日から 7 月 31 日

第3回 申請期間 8月1日から10月31日

ただし、上記の申請期間の初日が閉庁日の場合は、以降の直近の開庁日とし、申請期間の末日が閉庁日の場合は直前の開庁日までとする。

なお、平成29年度の第1回申請期間は、4月3日（月）から4月28日（金）までを受付期間とする。

※ 期間外の受付は一切行わない

## (2) 申請書類の提出方法

郵送又は持参とする。

郵送の場合は、書類送付・受取の有無が確認できるよう書留等の方法により送付すること。

申請書類の提出先又は郵送先

〒870-8501 大分市大手町3-1-1

大分県土木建築企画課建設業指導班 建設コンサルタント等担当 行

## 4 認定時期

上記3(1)に定める申請期間内の申請に対し、下記の期日に認定を行う。

第1回 6月1日（申請期間申請受理分 3月1日から4月30日）

第2回 9月1日（申請期間申請受理分 5月1日から7月31日）

第3回 12月1日（申請期間申請受理分 8月1日から10月31日）

ただし、上記認定期日が閉庁日の場合は、以降の直近の開庁日とする。

## 5 申請書類の配布先

大分県庁ホームページ

## 6 提出書類・提出部数

競争入札参加資格審査申請書類一覧表（別表1）に掲げる書類について、正本1部を提出すること。（ただし、副本を1部用意し控えとしておくこと。）

## 7 資格の有効期間

直近の定期的入札参加資格認定の有効期間と同じとする。

## 8 注意事項

(1) 一度申請した資格審査申請書類については、下記9の事由に該当する場合を除き、申請者の申立てによる変更は認めないので、内容を十分確認したうえで申請すること。

(2) 競争入札参加資格の資格審査の申請をした者が、次の各号の一に該当するときは、資格の認定を行わないことができるものとする。

① 競争入札参加資格申請書若しくは添付書類又は資格審査用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又はそれらに重要な事実について記載をしなかったとき。

② 審査を行う過程又は審査の結果において、暴力団関係者である等競争入札参加資格を与える者として不適当であることが判明したとき。

(3) 競争入札参加者の資格を有する者が、次の各号の一に該当するときは、資格の取り消しをすることができるものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当するに至った場合
- ② 競争入札参加者の資格を有する者が暴力団関係者である等不適當の事実が判明したとき。

## 9 申請した事項の変更等の届出

申請書類の提出後、次の一に該当するときは、速やかに大分県土木建築部土木建築企画課に変更等の届出を郵送などにより行うこと。（届出様式は別添）

(1) 申請者又は競争に参加する資格があると認定された者（以下「有資格業者」という。）が次に該当した場合。

- ① 個人の代表者が死亡したとき。
- ② 法人が合併により消滅したとき。
- ③ 法人が破産により解散したとき。
- ④ 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき。
- ⑤ 建設コンサルタント等の業務を廃業したとき。

(2) 有資格業者が次の事項を変更したとき。

- ① 本店及び委任先の所在地（市町村合併等により変更になる場合を含む。）
- ② 商号又は名称
- ③ 法人である場合においては代表者の氏名、個人である場合においてはその者の氏名
- ④ 営業所の名称及び電話番号（FAX 番号を含む。）
- ⑤ 被委任者職氏名

(注)

- ※ 資格業種の追加及び変更については、随時受付を一切行わないので、その場合は次回（平成 30 年度）の競争入札参加資格審査申請書の受付時期に、新規として申請をすること。
- ※ 変更届等を受理した場合、受理後の変更届等書類のコピーは一切行わないので、受理印を必要とするときは、必ず副本を用意すること。郵送で届出する場合も同様とするが、その場合は返信用の封筒（宛名明記・切手貼付）を同封すること。
- ※ 委任先の新設・廃止・変更については、変更届があった場合これを認める。この場合に認められる認定業種については、変更前に有している資格業種の範囲内かつ変更後の営業所等が営業を行うことができる業種の範囲内とする。

## 10 その他

(1) 市町村合併により、本店、委任先の住所表示が変更になる場合は必ず変更届を提出すること。（市町村名のみの変更の場合でも変更届を提出すること。）

(2) 本県においては、競争入札参加資格審査申請書に記載すべき技術者の有資格区分及び委託業務における照査技術者・管理技術者となり得る者の資格を定めているので注意すること。  
詳しくは、別紙の「技術者の資格要件等について」を参照のこと。

(3) 資格認定結果の公表等について

公正な行政運営を図るため、資格の認定結果（入札参加資格一覧表）の公表を行う。

- ① 公表場所 大分県情報センター  
各地区情報コーナー（各地方振興局内）

土木建築企画課建設業指導班  
各土木事務所

大分県庁ホームページ（土木建築企画課 建設業指導班内）

② 公表方法 閲覧及び貸出

（ただし、貸出は土木建築企画課建設業指導班及び各土木事務所のみ）

（４）競争入札参加資格審査申請書提出についての問い合わせ先

〒 870-8501 大分県大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号

大分県土木建築部土木建築企画課建設業指導班

TEL 097-506-4516

FAX 097-506-1770